

随意契約理由書

件名	令和 8 年度監視制御システム保守点検業務
契約の相手方	三菱電機 株式会社 大阪支社
根拠法令	地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号に該当
随意契約の理由 本点検業務は、水道の送水管理を行う中央管理設備のうち、監視制御システムの保守点検を行うものである。当該システム・装置は、三菱電機株式会社が製作を行ったものである。上記契約の相手方は、三菱電機株式会社の当該システム・装置のメンテナンスに関する神戸市内の唯一の代理店である。 本点検業務は、通信機器の内部点検、調整、冗長性の確認を行うため、製作者しか知り得ない機器内部の専門的な技術を要し、機器の詳細を熟知している上記契約の相手方以外の業者では実施不可能である。 以上の理由から、本業務の実施に必要不可欠な技術を有し、確実に業務を履行できる者は、上記、契約の相手方以外にはないため、随意契約を行うものである。	
担当部署 (問合せ先)	水道局浄水統括事務所設備課 (電話番号 078-361-8351)